記

［略］

備考

［１～３　略］

４　１人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

［(1)　略］

(2)　限度額

イ　衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙

(ｲ)　当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{316{,}250\text{円}+541\text{円}31\text{銭}\times\text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}}$$

＝単価……１円未満の端数は切上げ

単価×確認された作成枚数＝限度額

(ﾛ)　当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{316{,}250\text{円}+270{,}655\text{円}+28\text{円}35\text{銭}\times(\text{ポスター掲示場数}-500)}{\text{ポスター掲示場数}}$$

＝単価……１円未満の端数は切上げ

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ　参議院比例代表選出議員の選挙　37円（単価）×確認された作成枚数＝限度額

［５　略］

第二十八号様式の十一（請求書の様式）（第十七条の六関係）

その一

［様式　略］

［備考　略］

（別紙）［その１　略］

その２

請求内訳書　（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

(1)　自動車の借入れ

［略］	［略］	基準限度額(ﾛ)	［略］	［略］
		円　台　円 16,100×（　）＝		

［略］	［略］		［略］	［略］

記

［同左］

備考

［１～３　同左］

４　１人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

［(1)　同左］

(2)　限度額

イ　衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙

(ｲ)　当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{310{,}500\text{円}+525\text{円}06\text{銭}\times\text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}}$$

＝単価……１円未満の端数は切上げ

単価×確認された作成枚数＝限度額

(ﾛ)　当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{310{,}500\text{円}+262{,}530\text{円}+27\text{円}50\text{銭}\times(\text{ポスター掲示場数}-500)}{\text{ポスター掲示場数}}$$

＝単価……１円未満の端数は切上げ

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ　参議院比例代表選出議員の選挙　36円（単価）×確認された作成枚数＝限度額

［５　同左］

第二十八号様式の十一（請求書の様式）（第十七条の六関係）

その一

［様式　同左］

［備考　同左］

（別紙）［その１　同左］

その２

請求内訳書　（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

(1)　自動車の借入れ

［同左］	［同左］	基準限度額(ﾛ)	［同左］	［同左］
		円　台　円 15,800×（　）＝		

［同左］	［同左］		［同左］	［同左］